

各 位

東京労働局労働基準部長

令和元年度東京都最低賃金改正に関する広報依頼について

初秋の候、貴職には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、今般、

時間額1,013円(引上げ額28円)に改正され、本年10月1日から発効  
することとなりました。

最低賃金は、アルバイト、パートを含む全ての労働者に適用され、使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払が義務付けられています。

しかし、都内では最低賃金に満たない金額での賃金支払や求人に関するトラブル等が発生しており、これらの発生の大きな原因の一つとして、適用される最低賃金に対する理解不足や改正された最低賃金額を知らなかったことなどが挙げられます。未然のトラブル防止のためには、広く多くの方々に、早急に改正最低賃金額をお知らせする必要があります。

また、当局におきましては、最低賃金引上げに伴う影響を考慮して、中小企業・小規模事業者の方からの御相談を無料でお受けする「東京働き方改革推進支援センター」の設置や、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための業務改善助成金等の各種助成金制度を設けており、これらの制度利用の促進を図る必要もあります。

つきましては、当局を始め都内労働基準監督署及び公共職業安定所等においても、最低賃金額及び各種制度の周知に努めているところですが、本件趣旨の御理解を賜り、改正後の東京都最低賃金額及び各種制度を会員事業場への周知のため、別添広報文例の内容をホームページや会報誌等に掲載いただきたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(担当) 東京労働局 労働基準部賃金課 最低賃金係 (担当: 奥田)  
〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階  
電 話 (03) 3512-1614 (直通)  
FAX (03) 3512-1558

## 東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和元年10月1日から

**時間額1,013円**に改正されます(改正されました)。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

### <問合せ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

業務改善助成金について

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)・人材確保等支援助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク

助成金事務センター助成金第二係

### [広報文例2]

## 東京都最低賃金改正のお知らせ

※ 東京都最低賃金は、令和元年10月1日から

**時間額1,013円**に改正されます(改正されました)。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

- ※ お問い合わせは、東京労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614 (直通) 又はワン・ストップ無料相談窓口「東京働き方改革推進支援センター」(TEL0120-232-865)まで。
- ※ 業務改善助成金のお問い合わせは、上記センターまで。
- ※ キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金のお問い合わせは、事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係まで。

### [広報文例3]

## 東京都最低賃金改正

\* 令和元年10月1日から**時間額1,013円**に改正されます(改正されました)。東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

\* お問い合わせ先

東京労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614(直通) 最低賃金について

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

最低賃金及び業務改善助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係

キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金について

令和元年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	26	861 ( 835 )	26	2019年 10月3日
青森	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月4日
岩手	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月4日
宮城	C	26	824 ( 798 )	26	2019年 10月1日
秋田	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月3日
山形	D	26	790 ( 763 )	27	2019年 10月1日
福島	D	26	798 ( 772 )	26	2019年 10月1日
茨城	B	27	849 ( 822 )	27	2019年 10月1日
栃木	B	27	853 ( 826 )	27	2019年 10月1日
群馬	C	26	835 ( 809 )	26	2019年 10月6日
埼玉	A	28	926 ( 898 )	28	2019年 10月1日
千葉	A	28	923 ( 895 )	28	2019年 10月1日
東京	A	28	1,013 ( 985 )	28	2019年 10月1日
神奈川	A	28	1,011 ( 983 )	28	2019年 10月1日
新潟	C	26	830 ( 803 )	27	2019年 10月6日
富山	B	27	848 ( 821 )	27	2019年 10月1日
石川	C	26	832 ( 806 )	26	2019年 10月2日
福井	C	26	829 ( 803 )	26	2019年 10月3日
山梨	B	27	837 ( 810 )	27	2019年 10月1日
長野	B	27	848 ( 821 )	27	2019年 10月4日
岐阜	C	26	851 ( 825 )	26	2019年 10月1日
静岡	B	27	885 ( 858 )	27	2019年 10月4日
愛知	A	28	926 ( 898 )	28	2019年 10月1日
三重	B	27	873 ( 846 )	27	2019年 10月1日
滋賀	B	27	866 ( 839 )	27	2019年 10月3日
京都	B	27	909 ( 882 )	27	2019年 10月1日
大阪	A	28	964 ( 936 )	28	2019年 10月1日
兵庫	B	27	899 ( 871 )	28	2019年 10月1日
奈良	C	26	837 ( 811 )	26	2019年 10月5日
和歌山	C	26	830 ( 803 )	27	2019年 10月1日
鳥取	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月5日
島根	D	26	790 ( 764 )	26	2019年 10月1日
岡山	C	26	833 ( 807 )	26	2019年 10月2日
広島	B	27	871 ( 844 )	27	2019年 10月1日
山口	C	26	829 ( 802 )	27	2019年 10月5日
徳島	C	26	793 ( 766 )	27	2019年 10月1日
香川	C	26	818 ( 792 )	26	2019年 10月1日
愛媛	D	26	790 ( 764 )	26	2019年 10月1日
高知	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月5日
福岡	C	26	841 ( 814 )	27	2019年 10月1日
佐賀	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月4日
長崎	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月3日
熊本	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月1日
大分	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月1日
宮崎	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月4日
鹿児島	D	26	790 ( 761 )	29	2019年 10月3日
沖縄	D	26	790 ( 762 )	28	2019年 10月3日
全国加重平均			901 ( 874 )	27	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日の日付は異議申出がなかった場合の日付